

# ベルトコンベヤー等による 重篤な災害が多発しています



令和5年度において、当署管内でベルトコンベヤーやチェーン駆動部に身体を巻き込まれ、死亡や腕切断等の重篤災害が多発しています。

いずれも、駆動部分に覆いが設けられていなかったり、作業場所付近に非常停止装置が設けられていなかったりと、**労働安全衛生規則**で定められている**基本的な措置**が講じられていなかったために発生しています。

裏面も併せて参照していただき、災害防止に向けてご留意いただきますようお願いいたします。

## 事例1

清掃作業中に駆動している  
ベルトコンベヤーのベルト  
とプーリーに巻き込まれる

## 事例2

ベルトコンベヤーの駆動モーターのチェーンに腕を巻き込まれる



労働安全衛生規則  
(ベルトコンベヤー、動力伝導機構関係) (一部抜粋)

## 労働安全衛生規則第101条

事業者は、機械の**原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等**の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、**覆い、囲い、スリーブ、踏切板等**を設けなければならない。

## 労働安全衛生規則第151条の78

事業者は、**コンベヤー**については、労働者の身体の一部が巻き込まれる等労働者に**危険が生じるおそれのあるときは**、非常の場合に直ちにコンベヤーの運転を停止する装置「**非常停止装置**」を備えなければならない。

「**危険が生じるおそれがあるとき**」に該当しないもの

- 1.コンベヤーの周囲を全部プラスチック、鉄板等で覆ってあること。
- 2.コンベヤーの外側に柵を作り、通常作業中は労働者が入ることができないようにすること。
- 3.ベルトコンベヤー等でローラー部分に柵または覆いがあり、巻き込まれるおそれのある部分と作業を行う者との間を遮断すること。

「**非常停止装置**」とは

- 1.ロープ式非常停止装置のようにコンベヤーに沿ってロープが張られこのロープを引くことによってコンベヤーの運転を直ちに停止できるもの
- 2.巻き込まれるおそれのある箇所ごとに設置される非常停止スイッチ
- 3.コンベヤーの長さが短いときに送り出し側とコンベヤーの末端に設置する非常停止スイッチ等

(昭和53年2月10日付 基発第78号)